

勤務医が賠償金を支払うことになった事例



事例 1

勤務する病院が病院賠償責任保険に加入しているのですが、個人で医師賠償責任保険には加入していなかった。担当した患者から、勤務医の医療行為によって障害を負ったとして勤務する病院と勤務医の連名宛に損害賠償請求があった。病院に対する請求については病院賠償責任保険で対応できたが、勤務医個人への請求については勤務医の自己負担となった。

解説

病院賠償責任保険の被保険者は病院の開設者で、病院での医療行為が原因で患者が障害を負った場合に保険金が支払われます。今回の場合、病院賠償責任保険には加入していたが、病院に勤務する医師を対象とした特約に加入していなかったため、勤務医個人宛の賠償請求部分は保険対象外となった。

事例 2

常勤している病院が病院賠償責任保険に勤務医師包括担保特約をセットした保険に契約しているのですが、個人で医師賠償責任保険には加入していなかった。アルバイト先の医療施設で行った医療行為によって障害を負ったとして、患者から勤務医個人宛に賠償請求があったが病院賠償責任保険の勤務医師包括特約では対応できず、賠償金を自己負担することになってしまった。

解説

病院賠償責任保険の勤務医包括担保特約では当該医療施設に勤務する医師を無記名で包括的に被保険者とし、医療施設の業務として日本国内で行った医療業務に起因する事故により被保険者が法律上の賠償責任を負担した場合に保険金が支払われる。今回のケースでは勤務先の医療施設の業務ではなく、アルバイトとして別の施設で行った医療行為における賠償請求ですので、保険対象外となります。

先輩の体験談

私はA病院に勤務していますが、週に1回、県内のクリニックにアルバイトに行っています。そこで処置をした患者様から突然、私あてに損害賠償請求の文書が届きました。容体が急変して別の病院で手術をしたとの事です。こんな事は初めてで、すぐにA病院の担当者に相談したのですが、アルバイト先の事故は病院の保険では対応できないと言われました。どうしようかと途方に迷いましたが、日本医師会に入会していることを思い出し、県医師会に連絡すると、日本医師会医師賠償責任保険に加入していることが分かり、医師会からすぐに弁護士を紹介していただきました。その後は医師会と弁護士の先生がすべて対応してくれて大変助かりました。医師会に入会してよかった！



私は以前、医療事故を起こし損害賠償金を請求されたことがあります。当時は学会の医師賠償責任保険に加入していたので、すぐに学会に連絡して弁護士を紹介してもらったのですが、東京の弁護士で、電話で相談しながら解決に当たりました。保険会社や弁護士と何度も直接連絡をとりながら対応し、精神的にも疲れ果てました。そんな時、先輩医師に日本医師会の医師賠償責任保険に入っていないの？と言われ、聞いてみると日本医師会医師賠償責任保険は医師会に報告するだけで弁護士の手配から解決までの交渉を弁護士と医師会で対応してくれるとの事でした。もっと早く知っていればと後悔して、すぐに日本医師会医師賠償責任保険に加入しました。

